

【環境委員会】

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、都道府県及び市町村が温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 二 株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とすること。
- 三 政府は、常時、機構が発行している株式の総数の2分の1以上に当たる数の株式を保有していなければならないこととすること。
- 四 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととすること。
- 五 機構に、脱炭素化委員会を置くこととし、同委員会は、対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定等を行うこととすること。
- 六 機構は、その目的を達成するため、対象事業活動支援の対象となった事業者に対する出資、基金の拠出及び資金の貸付け、対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣及び助言等の業務を営むものとする。
- 七 環境大臣は、機構が対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めるものとする。
- 八 機構は、環境大臣がこの法律の定めるところに従い監督することとすること。
- 九 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとすること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 地方公共団体による温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を策定及び実施するための費用への財政措置に当たっては、地方公共団体ごとの地理的条件や気象条件等の特性に応じたきめ細かな支援を行うように努めること。また、地方環境事務所の体制を充実させるとともに、専門的な人材が不足している地方公共団体への支援を強化すること。
- 二 株式会社脱炭素化支援機構が我が国における脱炭素社会の実現に向けた公的な役割を担っていることに鑑み、外国資本の株式保有の比率が高いものにならないよう、政府は責任をもって監督すること。
- 三 株式会社脱炭素化支援機構の役員等の選任に当たっては、適材適所を徹底し、公務員の新たな天下りの手段との疑念を持たれないよう、その運用に万全を期すとともに、株式会社脱炭素化支援機構が投資対象に関する専門的知見を備えたものとなるよう、投資に関する豊富な経験や知見等を有する人材を確保すること、また、人材の育成に当たって必要な措置を講じること。
- 四 事業年度ごとの業務実績評価の公表に加えて、株式会社脱炭素化支援機構に対し、出融資決定時における適切な情報開示や、実行後における当該出融資の適切な評価、情報開示を継続的に行うことを求めることを通して国民に対する説明責任を果たすように努めること。
- 五 株式会社脱炭素化支援機構による資金供給が、民間資金の呼び水の役割を果たしつつ民業補完に徹するものとなるよう、脱炭素化に資する事業に係る資金の需要、資金供給の状況等の把握を的確に行うように努めるとともに、一部の官民ファンドが多額の累積損失を生じさせていることに鑑み、株式会社脱炭素化支援機構による出融資においては、全体として長期収益性を確保し、脱炭素化に有益な出資案件を見出していく規律ある運営がされるよう、政府は責任をもって監督すること。
- 六 株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業の選定が国産技術の活用促進等も視野に入れて戦略的に行われるように努めるとともに、営農型太陽光発電など再生可能エネルギーの導入拡大の切り札となる事業の形成が戦略的に進むよう、地域の理解を促進するための助言などソフト面の支援の充実強化に努めること。
- 七 支援対象事業の選定において、収益性や政策性のみならず、地域の環境へ

の配慮という視点も重視し、支援対象事業が原因のトラブルを発生させることがないように、株式会社脱炭素化支援機構に対し、地域との共生を確保することを求めること。また、全国の再生可能エネルギー事業等の地域における導入に当たっての課題を十分に把握すること。さらに、地域の金融機関と積極的に情報交換を図ること。

八 株式会社日本政策投資銀行のグリーン投資促進ファンド等が既に脱炭素分野への既存の資金供給を行っていることに鑑み、株式会社脱炭素化支援機構との相乗効果を発揮する連携が実現するように努めること。

九 附則第4条に定める施行後10年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の施行状況について検討を行うとともに、検討の結果を踏まえ、適宜適切に見直しの措置を講ずること。

十 地球温暖化対策に関する環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めること。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）要旨

本案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 主務大臣及び国の関係行政機関の長並びに地方公共団体の長は、特定外来生物の生息又は生育の状況等に関する情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員等に、他人の土地等に立ち入り、調査を行わせることができるものとする。

二 物品の輸入時の検査対象を土地や施設にも拡充するものとする。

三 都道府県が行う防除等について、国の確認手続を不要とするものとする。

四 特定外来生物のうち、国内に広くまん延した場合には著しく重大な生態系等への被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、緊急に検査、防除等を行う必要があるものを「要緊急対処特定外来生物」として指定する制度を創設するものとする。

五 要緊急対処特定外来生物に係る検査や検査対象の移動禁止や消毒の命令等を規定するものとする。

六 今後新たに指定される特定外来生物の一部について、当分の間、その種の状態に応じ、政令で規制の一部を適用除外できる特例を設けるものとする。

と。

七 国、地方公共団体、事業者及び国民に関する責務規定を創設するものとする
ること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範
囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきであ
る。

- 一 本法において、ヒアリ等への対策が強化され、国と地方公共団体による防
除体制が明記されることから、それに係る人員体制の確保及び財政上の措置
等必要な措置を講じながら、国と地方公共団体の緊密かつ積極的な連携を図
るよう努めること。また、外来生物対策に係る科学的知見の充実を図るとと
もに、特にヒアリ類をはじめとした特定外来生物の効果的かつ実用的な防除
手法の研究・開発を推進すること。
- 二 水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強
化のため、国際連携の強化を進めること。
- 三 特定外来生物等の指定について、新たな被害実態や科学的知見が明らかにな
った場合に対応できるよう、指定を迅速に検討する体制を確保すること。
- 四 特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実
態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連
携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、
特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の
指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。
- 五 アメリカザリガニやアカミミガメは、既に広く一般に飼育されている状況
を鑑み、特定外来生物への指定を検討する場合には、野外への放出を防ぐた
め、新たな規制内容を広範に周知するなど、学校教育等の機会も捉えつつ、
外来種問題について普及啓発を一層強化すること。また、こうしたアメリカ
ザリガニやアカミミガメの飼育を通常の特定期間と同様に制限しない場
合には、生態系等に係る被害が生ずるおそれを解消することができないこと
から、無責任な飼育をなくす方向に誘導すること。
- 六 アカミミガメは寿命が非常に長く、その間に飼育者の世代交代が起こること
が考えられることから、そのような場合でも、飼育者が野外への放出を行
うことがないよう、まずは飼育者が責任を持って対応した上で、国と地方公

共団体も連携して必要な措置を講ずることにより、生態系等に係る被害の防止を図ること。

○石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第37号）要旨

本案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特別遺族弔慰金等の請求期限を10年延長し、施行前死亡者の遺族については石綿による健康被害の救済に関する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から26年、未申請死亡者の遺族については当該未申請死亡者の死亡の時から25年を経過するまでとすること。
- 二 特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期を10年延長し、施行日から20年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものについても、支給の対象とすること。
- 三 特別遺族給付金の請求期限を10年延長し、施行日から26年を経過するまでとすること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。